かつ市議会第147回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成23年8月1日 (月曜日) 午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙

第4 市長就任あいさつ

第5 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第6 議案第22号 工事請負契約について

(市立第三田名部小学校屋内運動場改築工事:建築工事)

第7 議案第23号 工事請負契約について

(市立川内小学校屋内運動場建設工事:建築工事)

第8 報告第26号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

【議案質疑、討論、採決】

第9 議案第22号 工事請負契約について

(市立第三田名部小学校屋内運動場改築工事:建築工事)

第10 議案第23号 工事請負契約について

(市立川内小学校屋内運動場建設工事:建築工事)

第11 報告第26号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

【議員派遣】

第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(25人))								
1番	, 鎌	田	ちよ	子	2番	上	路	德	昭
4番	エ	藤	孝	夫	5番	横	垣	成	年
6番	澤	藤	_	雄	7番	石	田	勝	弘
8番	新	谷		功	9番	目	時	睦	男
10番	野	呂	泰	喜	11番	馬	場	重	利
12番	岡	崎	健	吾	13番	山	本	留	義
14番	千	賀	武	由	15番	白	井	二	郎
16番	大	瀧	次	男	18番	佐 々	木	隆	徳
19番	半	田	義	秋	20番	JII	端	_	義
21番	髙	田	正	俊	22番	山	崎	隆	_
23番	浅	利	竹二	郎	2 4番	村][[壽	司
25番	中	村	正	志	26番	菊	池	広	志
28番	富	岡	幸	夫					
欠席議員(2人)									
17番	富	岡		修	27番	斉	藤	孝	昭
説明のため出席し	t-≠								
市長	宮	下	順一	加	副市長	野 戸	公	秀	樹
	П	'	אויק	NI	田 市 以	11)	н	73	124
教委委	髙	瀨	厚 太	郎	教 育 長	遠	島		進
公営企業管理者	遠	藤	雪	夫	代 表監查委員	小	III	照	久
農委会長	立	花	順	<u> </u>	総務政策部 長	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益	雄	民生部長	奥	III	清 次	郎
保健福祉 長	松	尾	秀	_	経済部長	中	嶋	達	朗
建設部長	山	本	伸	_	川内庁舎所 長	布	施	恒	夫
大畑庁舎所 長	若	松		通	脇 野 沢 庁 舎 所 長	高	坂	浩	二
会管総政理出 無	大	橋		誠	選挙管理委員長	成	田	晴	光

監 査 委 員 事 務 局 長	石	田	武	男	農委員事務局	業会長	手 間	本	富士	雄
教育部長	旅局	藤	秀	人	公 営 企 局下 水	業長道長	齊	藤	鐘	司
教委事事調 教委事事調	安	藤	哲	雄	総政政推策進	務部策監	花	山	俊	春
財 務 部 政 策 推 進 監	石	野		了	民 生 政推 進	部策監	竹	山	清	信
民 里 ボ ボ ス 課	猪	П	和	則	建 設 政 推 進	部策監	鏡	谷		晃
総	柳	谷	孝	志	総政総総	務部課幹	野	藤	賀	範
総 英 策 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪	髙	橋		聖	財務財政課	部長	氏	家		剛
財務 部管財課長	木	村	善	弘	民 市 スポーツ 総 括 主	部民課幹	樋	Ш	政	之
川内庁舎産業建設課	福	島		伸	教 委 事 務 課	育会局長	松	宮	康	則
民 生 部 市 民 スポーツ課 主 任 主 査	加	藤	昭	広	総政総主	務部課任	栗	橋	恒	平
事務局職員出席	者									
事務局長	須	藤	徹	哉	次	長	澤	谷	松	夫
総括主幹	濱	田	賢	_	主任主	查	石	田	隆	司
主 任	村	口	_	也						

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長(冨岡幸夫) ただいまからむつ市議会第 147回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達してお ります。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(冨岡幸夫) 議事に入る前に諸般の報告を 行います。

まず初めに、新谷泰造議員は、平成23年7月10日 執行のむつ市長選挙における候補者として平成 23年7月3日に届け出をされましたので、公職選 挙法第90条の規定により、むつ市議会議員の職を 辞したものとみなされました。なお、これにより 議席番号3番は空席とし、議席の変更は行いませ んのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条に基づく今臨時会へ の説明員の出席者については、お手元に配布の名 簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2 第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告が ありました。なお、関係書類は事務局に保管して ありますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、むつ運動公園野球場の放射 性物質について、市長から行政報告がありますの で、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(冨岡幸夫) 本日の会議は議事日程第1号 により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第1 会議録署名 議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、8番新谷功議員及び24番村川壽司議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○日程第3 下北地域広域行政事務組 合議会議員の選挙

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第3 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、むつ市議会選出の組合議員に1名の欠員が生じましたので、これを補充するため下北地域広域行政事務組合規約第6号第2項の規定に基づき選挙をするものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

下北地域広域行政事務組合議会議員に中村正志議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました中村正志議員を下北地域広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中村正志議員が下 北地域広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま下北地域広域行政事務組合議会議員に 当選されました中村正志議員が議場におられます ので、本席から会議規則第32条第2項の規定によ り告知いたします。

◎日程第4 市長就任あいさつ

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第4 市長就任あ いさつを行います。

市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) おはようございます。このたびのむつ市長選挙におきまして、多くの市民の皆様並びに議員各位のご信任をいただき、引き続き市政のかじ取りを任されることとなりました。この場をかりて改めて心より感謝を申し上げる次第であります。

振り返ってみますれば、杉山前市長の急逝に伴う平成19年7月の市長選挙に当選して以来、愛するむつ市を少しでもよくするために、無我夢中で休むいとまなく走り続けてきた1期目の4年間であったと思っておりますが、このたびの選挙戦における圧倒的ご支持は、懸案でありました庁舎移転と1年前倒しでの赤字解消という大きなハードルを達成することができたことへの評価もいただいた結果であったと受けとめております。重ねて

感謝を申し上げたいと存じます。

2期目の市政担当におきましては、これにおごることなく、初心に立ち返り、「日々新たなり」ということを胸に誠心誠意努めてまいりたいものと決意も新たにしているところであります。

2期目における私の仕事は、これまでの私の基本理念である「まちづくりの主役は市民の皆さん」など、1期目の公約として掲げた7つの柱をさらに進化させ、また深めていくことに加え、むつ市民一人一人があすへの期待と夢を膨らませることのできる「希望のまち・むつ市」をつくり上げていくことであります。

具体的には、大きく3つのテーマを皆様にお約束いたしました。1つには、「持続可能な財政運営」、次に「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、そして「市民協働・参画の社会づくり」であります。

「持続可能な財政運営」においては、3つの診療所の不良債務を圧縮していくとともに、基金積み立てによる財政の柔軟性を確保しながら、中長期的な展望に基づいた計画的財政運営の実現を目指します。

「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」では、「むつ市のうまいは日本一!」のキャッチフレーズのもと、ムチュランやムチュリーなどの応援も得て、これまでも力を入れてまいりました第1次産業の振興とともに、地域内に数多くある観光資源を整備、充実させることで、その魅力にさらに磨きをかけ、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、道路整備等、市民生活に直結する事業は もちろんのこと、文化財、歴史資料等展示施設の 設置や電気自動車導入事業など、新たな施策にも 積極的に取り組み、地域としてのアイデンティティーを高め、確実なステップアップを目指してま いります。 大きな柱として、雇用機会の拡大に向けた企業 力の向上、学力向上と健全育成のための小中一貫 教育の推進、医療、福祉、保健等の充実などにも これまで以上に力を注いでまいりますし、電源立 地地域対策交付金を活用した電気料金還元事業に ついても検討していくこととしております。

そして、3つ目の「市民協働・参画の社会づくり」では、既にワークショップやパブリックコメントなどにより市民の参画をいただいて、水源池公園周辺の整備構想を進めております北の防人大湊地区都市再生整備計画事業を初め、今年度予定しておりますむつ市スポーツ振興計画策定事業にもアンケートなどにより市民意見を取り入れていくとともに、新たな広聴制度として市の重要施策等の計画段階、実施段階等で市民からの意見や評価をお聞きするメールモニター制度も導入し、市民満足度の把握に努めてまいります。

さらに、市の予算等についてわかりやすくお伝えする「なかみの見えるむつ市の予算」を既に各家庭にお配りしておりますが、予算編成段階においても市民の声が十分に反映されるような手法を検討してまいる予定であり、まちづくりの主役は市民であることを共通の認識とし、市民と行政が手を携えながら、愛する郷土を「希望のまち・むつ市」とするために、ともに歩んでまいりたいと考えております。

これらの施策に加え、このたびの東日本大震災 を教訓に大規模災害時の情報伝達の確実性の向上 や非常用食料の備蓄、避難所における電気の確保 のための発電機等の備えなども行い、災害に強い まちづくりを進めてまいります。

震災後の復興見通しなど、いまだ不透明な部分が多い中で、「希望のまち」への道のりは決して平坦なものではないことは十分承知しておりますが、これまでの1期4年間に取り組んできたこと、なし得てきたことを礎に、初心に立ち返り、新た

なかじ取り役として果敢に取り組んでまいりたい ものと思っております。

議員各位におかれましては、私の心情をお酌み取りいただき、なおより一層のご理解、ご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げ、私の2期目に当たっての決意表明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(冨岡幸夫) これで市長就任あいさつを終 わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第5 行政報告を 行います。

市長から報告を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) むつ運動公園野球場から放射性物質が検出されたことについてご報告申し上げます。

本件の対応の手順につきましては、緊急性を要したことから、議員各位へのご報告が遅くなりましたことをおわび申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

むつ運動公園野球場改修工事につきましては、施設の老朽化に伴い、昨年11月より行ってきたものであり、既に内野部分の混合土の入れかえ及び外野部分の張り芝の敷設を終えた状態でありましたが、去る6月13日、宮城県企業局より「むつ運動公園野球場改修工事に使われた土壌改良材に放射性物質が含まれている可能性がある」との報告を受け、翌14日に土壌改良材を生産した業者等による野球場内及び周辺の放射線量の測定を行ったところ、野球場周辺地域においては1時間当たり0.04マイクロシーベルトであったのと比較して、野球場内においては1時間当たり0.47マイクロシーベルトという高い数値が確認されました。

市としましては、専門的知見を得て科学的根拠 に基づいた判断をするため、詳細な分析結果を得 るべく、財団法人日本分析センターむつ分析科学 研究所へ調査、分析を依頼いたしました。

7月19日にご報告いただきました調査・分析結果によりますと、当野球場内野部分の放射線量は、最大値で1時間当たり0.54マイクロシーベルトであり、混合土の土壌調査における放射能は、最大値でセシウム137が1キログラム当たり1,000ベクレル、セシウム134が1キログラム当たり890ベクレル検出されました。

また、その後の調査で張り芝の搬入元が茨城県であることがわかりましたことから、張り芝と野球場からの排水等を調査したところ、外野部分に使用された張り芝の調査結果におきましても、放射線量は最大値で1時間当たり0.15マイクロシーベルトであり、放射能はセシウム137が最大値で1キログラム当たり760ベクレル、セシウム134が最大値で1キログラム当たり690ベクレル検出されました。

これらの結果に基づく財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所の所見によりますと、1つ目として、放射性物質が含まれた混合土と張り芝については、いまだ基準が定められていないことから、国による基準設定を待つ必要がある。

2つ目として、野球場のグラウンド利用に伴う 被曝線量は、外部被曝と内部被曝を合わせても、 公衆の年線量限度である年間1ミリシーベルトを 下回っており、健康影響の面では問題とはならない。

3つ目として、野球場の排水からは放射性物質 は検出されなかったというものであります。

市といたしましては、この調査結果を踏まえ、 健康影響面では問題とならないとの意見をいただいたものの、市民の皆様のご心配を一刻でも早く 解消し、安心して野球を楽しんでいただけるよう、 今般改修工事に使用した混合土と張り芝は撤去 し、新たなものに入れかえるとの方針を優先した ところであります。

現在放射線量がふだんと比べて高い値を示しているのは、野球場内に限定されておりますことから、野球場は立ち入りを禁止し、混合土等の飛散防止のため、内外野ともシートで覆う等の措置を講じておりますが、公園内の他の施設は通常どおりご利用いただける環境にあります。引き続き近隣にお住まいの皆様を対象とした説明会を初め、市民の皆様への広報活動に意を用いてまいりますほか、運動公園全体の環境監視体制を継続してまいりたいと考えております。

今後の具体的スケジュール等につきましては、 現段階でお示しすることはできませんが、国の動 向を見きわめながら慎重に進めてまいりたいと考 えているところでありますので、ご理解賜りたい と存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) これより質疑を行います。 ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。23番 浅利竹二郎議員。
- ○23番(浅利竹二郎) これまでの経緯について、 3点ほどお尋ねします。

宮城県では、それまで宮城県内でどのような調査、対応をして本市に通報に至ったのか、まずそれが1点。

今ご説明によりますと、宮城県から連絡があった6月14日に放射線を測定しておりますけれども、その段階で発表しなかったのはなぜか。

さらに、7月19日に日本分析センターむつ分析 科学研究所からの調査・分析結果の報告を受けて から発表しておりますけれども、最初に放射性物 質を確認した6月から1カ月以上たっているわけ です。社会的重大性にかんがみまして、市民に未 公表の期間として長くはないのかという感じを受 けますけれども、その3点についてお尋ねいたし ます。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 3点のお尋ねでございますけれども、私からまず1つだけ回答させていただき、その余につきましては、担当部長よりご回答申し上げます。

まず、1カ月間、6月13日に宮城県企業局から 連絡がありまして、そして翌日の6月14日に放射 線量を測定しております。その段階では、土壌改 良材を生産した業者等による野球場内及び周辺の 放射線量の測定というふうなことでございまし て、あくまでも我々とすれば科学的根拠、この部 分においては彼らは科学的根拠をもとにして測定 をしたわけでございますけれども、自治体といた しましてはしっかりと責任を持った形の分析をし て、公表するということが私はとるべき道だとい うふうな判断をいたしまして、当市で誘致いたし ました日本分析センターむつ分析科学研究所、こ こへしっかりとこの対応、調査、分析をお願いし たということでございます。やはり科学的根拠を なしにその部分において後出しで、例えば土壌の 部分が年1ミリシーベルト以下でありますもの の、このことによってそれをまず一たん公表いた しますと、それでは芝はどうなのか、それ以外の 土壌はどうなのか、排水はどうなのか、そういう ふうなこと、全体的なことをしっかりと科学的根 拠に基づいて分析をした結果、これを公表するの が行政体としてのあるべき姿というふうなことの 判断に至り、7月19日15時に日本分析センターむ つ分析科学研究所から正式な分析結果が寄せられ ましたので、それをもってして臨時の記者会見を 行い、そして発表に至ったという経緯でございま

その余につきましては、担当のほうからお答えいたします。

○議長(冨岡幸夫) 民生部長。

○民生部長(奥川清次郎) 市長答弁に補足説明を させていただきます。

宮城県の調査及び対応はどのようになっている のかというご質疑でございますが、宮城県企業局 からの連絡によりますと、企業局では3月25日か ら水道水に含まれる放射能検査を毎週行っており ましたが、東京都の浄水場で浄水発生土から放射 性物質が検出されたという報道があったことを受 け、5月24日に浄水発生土の搬出を凍結、そして 6月2日に放射能検査を行ったところ、人工放射 性物質が検出されたことから、その浄水発生土か ら土壌改良材を生産している処理加工業者の3月 11日以降から搬出を凍結するまでの間、その流通 を調査いたしましたところ、むつ市の野球場の改 修工事に使用されたことがわかったというもの で、連絡のために6月13日に同企業局職員が当市 を訪れまして、そういう連絡を受けたということ になってございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 23番。
- ○23番(浅利竹二郎) これまでの経緯につきましては、それぞれの担当部署で最善を尽くしてこういうふうな形になったということで、了としたいと思います。

それで、これからのことについて現実的な問題なのですけれども、まず撤去する土、芝はどこに持っていくのか。

それから、入れかえ費用とか、これからいろいろとと思うのですけれども、これはだれが負担するのかお尋ねします。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 原則的に撤去ということで ございますので、今後土と芝、この部分について はどういうふうな形で、どの場所に、まず仮置き するのか、それとも直接そこのところに、移動先 に納めてしまうのか、今その検討をしております。 また、国の動向もございます。国のほうでは、日

々変わる報道の状況でございますけれども、5,000ベクレル以下だったでしょうか、その部分については処分場でオーケーだとか、かなり変わっております。そういうふうなところを見きわめながら、仮置きして野球場の使用を先行するのか、そういうふうなことで今検討をしております。

それから、費用につきましては、今専門家と相談をしているというふうな状況であります。第一義的には原因者が負うべきものだろうと思いますけれども、その部分もあわせまして今相談をしておるところでございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 23番。
- ○23番 (浅利竹二郎) わかりました。

それで、今後もこのような事態、事象が生起すると思うのです。放射線に汚染されたものが入ってくる可能性があります。むつ市では、どういうような予防措置を講ずる考えなのでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) この事案が発生いたしましてから、ただちに依命通達ということで、副市長名で各さまざまな事業関係を行っている部に対しましては、事前の調査、それをしっかりとやるように、そして体制をしっかりとって、こういうふうなことが、後になってから判明するようなことのないようにということで、通達を出しているところであります。

内容につきましては、担当のほうからお話しします。

- ○議長(冨岡幸夫) 民生部長。
- ○民生部長(奥川清次郎) 財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所から検査報告をいただいた7月19日、その後市が発注する建設事業等においては、6月16日に国が示した基準、下水道処理等の汚泥の副産物、汚泥からつくられる製品ということで、暫定的な考え方が示されておりますけれども、これらに加えまして市においては独自の

調査と、そしてまた関連事業者に対する周知というものを内容とした依命通達をすることで、再発防止に努めております。

細かく申し上げますと、例えば設計において、 上下水道等の副産物を原材料として使用される場合には、例えば現場説明事項書及び特記仕様書と いうものがございますが、その中で放射線測定を 行うよう義務づけてございます。

しかしながら、このような再発防止策と申しますのは、全く対症療法にしかすぎないと。 抜本的な改善という意味では、国による明確な基準の整備、そして流通におけるチェック体制といった根本的な対策が必要になってくるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。25番 中村正志議員。
- ○25番(中村正志) 何点か質疑をさせていただきます。浅利議員と若干重複する部分があるかもしれませんが、お願いをしたいと思います。

まず1点目といたしまして、なぜ放射性物質が含まれている資材が使われてしまったのかということです。これは、どういうことかといいますと、恐らくだと思うのですが、工事等々する場合には、こういうものを使いますよみたいな納入仕様書なり、そういうふうな報告がされて、役所のほうで許可したらいいですよというふうな形で進められていくものだと思っておるのですが、そういうふうな部分でのチェックができなかったのかどうか、まずそれが1点目です。

2点目といたしまして、報告によりますと、混合土でセシウム137が1,000ベクレル等々ありましたけれども、今部長の説明でもありましたとおり、汚泥や焼却灰だと思うのですが、8,000ベクレル以下については管理型の処分場に埋め立て可というふうになっていると聞いておりますが、今のシ

ートをかけたままの状態での措置が、それをある 程度続けるというのは、措置として正しいものな のかどうか、そこら辺のことをお聞きしたいと思 います。

また、今後の具体的なスケジュールについては、 現時点では示すことができないというお話であり ましたが、そうであるならばどのような条件が整 えばスケジュール等を決めることができるのか。 これ3点目です。

4点目ですが、この問題においての対応なので すけれども、市がとった対応につきましては、説 明を聞いておりまして理解はできますが、一部ど うしても納得いかないところがございます。6月 14日に測定をしてわかって、7月19日に日本分析 センターむつ分析科学研究所のほうから正式な回 答が来た。この間の約1カ月ちょっとは、市とし てはどのような対応をしていたのでしょうか、そ のことをお聞きしたいと思いますし、あそこはや はりたくさんの人が利用する施設でございまし た。陸上競技場はもちろん、その隣にある公園な んかでもたくさんの子供が遊んでおります。私も この間に娘を連れて公園に行ったりもしました が、要は何が言いたいのかといいますと、このよ うなたくさんの事例が全国で起きている中での対 応は、考え得ることはもっともっとすべきだとい うことなのです。科学的な確実な因果関係が設定 できないような部分もございます。そういうとき に、科学的な合理性を超えた対応というのもやは り今の時点ではとっておくべきではなかったかと いうことなのです。確率的には低いのかもしれま せんが、安心のためには6月14日の時点でしかる べき手を打っておくべきではなかったかというこ とです。今回、結果としては健康に影響がないと いうことで安心はしているわけなのですが、これ が万が一そうでなかったときのことを考えた場 合、6月14日の時点で今やっているようなシート で覆うとかというふうなことをやっておいても、今の時点として市としてはそうやっておいたほうが評価がもっと高く上がっていたのではないかなというふうに私は感じております。疑いがあるけれども、結果が出るまで何もしない。結果としては全然よかった。それはいいのですけれども、要はその間です。今食べるものでも何でもこれだけ皆さんが不安になっているときでありますから、そのような手を打っておくのもあったのではないかなということについて、市長のご所見もお伺いしたいと思います。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) こういうふうな混合土がな ぜ使われたのかというふうな1点目でございます けれども、その部分においてはチェックがなかな かなされていなかったというふうなことは否定は できない、その指摘は否定はできないものと、こ のように思い、ただちにその部分についてはしっ かりと、先ほど担当のほうから説明いたしました ように、通達を出し、さまざまな観点から事業等 が実施される場合、建築資材等々ひっくるめまし て、そのチェックを厳しくするようにということ の体制をとったところでございます。

それから、シートをかけておくのが、これはいつまでなのか、正しい処理方法なのかというふうなことでございますけれども、まず6月14日の段階で、これは年間被曝線量の1ミリシーベルト、この部分に達しておりません。その意味からしては、大丈夫であるというふうな判断をいたしたところであります。しかしながら、その部分においては、先ほどお話をしましたように、芝の問題、そしてまた土壌分析の問題、線量でありますので放射性物質の放射能の強さと申しますか、濃度と申しますか、そういうふうなものがやはり正確に把握できないうちにその部分で発表してしまいますと、先ほどお話をしましたように、ならば排水

はどうなのか、そしてまた周辺、その部分においてはどうなのかというふうな、本当に風評被害的なもの、こういうふうなものが出てくる懸念があり、さまざまなところに波及していくと、こういうふうな判断をいたしたところであり、日本分析センターむつ分析科学研究所のその根拠に基づいた正確なものをお示しすることが行政判断であると、行政としてのとるべき道であるというふうな判断をいたしたところであります。

疑いがあるということだったら、結果が疑いが あるから早く出すというふうな形、これもまた一 つの方法かと思います。しかしながら、疑いがあ るということなのですけれども、まず宮城県から 来た業者、これは当事者でございます。その部分 において1時間当たり0.47マイクロシーベルトと いうふうなことで、年間に換算しても基準である 1ミリシーベルトを下回っているというふうなこ とでございます。その部分においては、もう工事 が進んでおりまして、立入禁止というふうなこと でございます。その部分において工事を進めてい る段階でありましたので、そういうふうな判断を したというふうなことでございます。1つは、や はり年間の基準内であるというふうな、しかしな がらこれは日本分析センターむつ分析科学研究 所、権威のある科学分析によるというふうなもの を我々はもっともっと厳しく分析をする必要があ るというふうなことでございました、土壌につい ても、芝についても。そういうふうなことを指示 をし、分析を求めたわけでございます。

日本分析センターむつ分析科学研究所におかれましては、全国各地からその部分の分析が非常に多く寄せられておりまして、むつ市を優先的にというふうなことをいいますとちょっとあれなのですけれども、ご配慮をいただいて、約1カ月程度でその分析を済ませて、公表するに至ったというふうなことでございます。

シート、この部分においては、今後撤去した芝、 そして混合土、この行方が決まった段階でそれを 搬出し、シートを外していくと。シートはあくま でも飛散防止、このことに今視点を置いて、飛散 することによってほかへの影響、そういうふうな ことを考慮して、飛散防止ということの対応をと った次第でございます。

では、補足をさせます。

- ○議長(冨岡幸夫) 民生部長。
- ○民生部長(奥川清次郎) 議員のほうから材料の 承認というふうなお話がございましたが、その点 について補足をさせていただきます。

改修工事に使用いたしました土壌改良材は、発 注者、受注者、契約直後の昨年12月、このときに 落札業者のほうから工事に使用する材料の承認願 というものがございました。市は承認したわけで ございますが、もちろんこの時点では福島第一原 子力発電所は通常の運転をしておった時期でござ いまして、何ら問題になるものではございません でした。その後、宮城県企業局からの連絡等によ りまして、使用した土壌改良材の生産地が宮城県 の白石市にある浄水場であったということ、また 張り芝の生産地につきましても、茨城県のつくば 市であったということがわかってまいりました。 最終的には、いずれの製品も3月14日前後に発生 した福島第一原子力発電所の水蒸気爆発、その前 後に生産したということがわかってまいりまし た。そして、この2品目の原材料が宮城県企業局 から連絡をいただいたときには、もう既に内野と 外野に使用されてしまっているという状態でし た。

なぜこのような経緯をたどったかと申しますと、野球場に使用された土壌改良材の生産地、これは白石市と言いましたけれども、福島第一原子力発電所から直線距離にして80キロ、そして同じく張り芝の生産地は茨城県つくば市でございます

が、直線距離にして約170キロ、国が制限区域に設定した福島第一原子力発電所を中心とした半径30キロ、計画避難区域ということでございますが、この区域の外に位置していたこと、そしてもう一つ、問題の原材料が搬入された時期、4月から5月にかけてでございますが、その時点ではそれぞれの生産地に放射性物質が広がっているという情報がまずなかったということ。また、これら2品目に関する国の基準も全く示されていないことなどによりまして、私ども行政が施工業者等に対しまして先手を打つ材料がなかったと、そのまま通常の流通網に乗ってしまったというのも原因の一つに挙げられるのではないかと思っております。以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 25番。
- ○25番(中村正志) 何点か答えが漏れたところが ありますので再度お聞きしますが、今後のスケジ ュールです。どういう条件が整えば発表すること ができるのか、これをお答え願いたいと思います。

今対応の問題出ました。そこだと思うのです、 今の原子力関係のさまざまな放射線関係の問題 は。すべて後手後手なのです。国のほうでそうい うふうな情報を開示していないし、だけれども、 後からになってみると、その時点ではもう国のほ うではこういうふうなことはわかっていた。そう いうふうな状況が続いているものですから、打て る手はやはり打つべきだと思うのです。放射線は、 浴びなければ浴びないことにこしたことはありま せんし、これが例えば線量が低いからといって、 長い間浴びればどのような結果が出るかというこ とは、まだ科学的には証明をされておりません。 やはりそういう意味で、非常に市民の方々は不安 に思っていると思うのです。それを払拭するため に、できること、考え得ることは、早目早目に打 っていただきたい。そういう姿勢がやはり市民を 安心させると思いますし、役所のほうの対応とし

ても評価が上がるものだと私は思いますので、今回は済んでしまって、線量的にも問題がないということだったので安心ではありますが、今後またどういうふうなことがあるかわかりませんので、その点はぜひとも考えていただきたいと思います。

今後のスケジュールの部分だけお答えを願いた いと思います。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) このスケジュール、どんな 条件が整えば撤去というふうなことになるのかと いうことで、手前どもとすれば、とにかく飛散防 止ということで、これは早く手を打ったというこ とでご理解をいただきたいと。シートで覆ってい る。そして、さまざまな広報手段を通じてお伝え をしていると。早目早目というふうな、できると ころ、その部分については手を打っていると、こ のようにご理解をいただきたいと、このように思 います。

どんな条件がと、先ほど来もお話をしましたけれども、放射線量は基準以下なのですけれども、土壌についてまだ正確な、例えばグラウンドに適する土壌、この部分については放射性物質の量、そういうふうなところの数値が国のほうからまだ現在示されておらない状況でございます。その部分の推移を見ていかなければいけません。しかしながら、基準値内だからといって撤去をしないで、シートを外して使用してもらうかというと、私はその姿勢はとりません。これは、やはり安心感を持ってもらうために撤去という方針を貫きたいと、こういうふうな思いでございます。

そしてまた、野球場以外、この部分についても 日本分析センターむつ分析科学研究所による正確 な分析がなされ、排水もオーケー、そして湧水も オーケー、そして土壌の汚染も全くなしと、自然 放射線量と全く変わらないというふうなことで、 これまでどおり使って結構でございます。

野球場に限定されておるわけでございますので、この撤去方法については、国の動向、これをまた見ていかなければいけませんし、さらに撤去の撤去先、仮置きするのか、それとも最終的に撤去していくのか、こういうふうなところ、その費用はどれほどなのか、その費用の請求先はどうなっていくのか、そういうふうなところも見据えて、早目早目の手を打っていきたい。早目早目に手を打っていく必要があるというのは、中村議員とそれは本当に軌を一にするところでございます。そういうことでございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 25番。
- ○25番(中村正志) 市長が説明されましたとおり、 国のほうでも取り扱い基準のほうは示していますが、最終的な処分についてはまだ示していないというのが現状でございます。現実的に考えますと、 管理型処分場でのというふうなものが多分現実的であろうとは思うのですが、そうなったときに、 市内、県内見回してそのような引き受ける場所があるのかどうか。また、あるいはそのあたり検討に入っているのかどうか、お答えできればお願いしたいと思います。
- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 一部報道されたところで、 先ほど8,000ベクレルだったでしょうか、私は 5,000ベクレルだったのかなと、ちょっと思い出 せませんけれども、そういうふうな基準が示され て、その部分においては管理型の処分場というふ うな部分で報道されたということは承知しており ます。その数値等については、ちょっと細かく覚 えておりませんけれども。そういうふうな形で、 一応報道はされましたけれども、国のほうからさ まざまな通達、こういうふうなものがまだなされ ておりません。

先ほどにまた話が戻りますけれども、今うちの

ほうの野球場は1,000ベクレルでございます。例 えば5,000ベクレルまでは使ってもいいよという ふうなことがあっても、私は撤去するというふう な形。本当にあの部分においては多くの市民の皆 さん方がご利用していただくわけでございますの で、その部分においてはピュアに対応していきた いと、こういうふうに思います。

そして、処分先については、今後さまざまな基準が出されるはずでございます。その部分において対応していきたいと。いついつまでというふうなこと、これは国のほうにもこの情報が届いておるようでございます。また、事業者のほうにも届けております。そういうことでのさまざまな動きがこれから出てくるものと。また、県のほうにもそういうふうなことでの情報はお届けしておりますので、早い展開を私どもとしては期待をしておりますし、その展開に応じて早く対応していきたいと、このように思っております。

- ○議長(冨岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。15番 白井二郎議員。
- ○15番(白井二郎) ただいまの市長の行政報告の むつ運動公園野球場の放射性物質についてお尋ね します。

市長の報告の中では、市民の皆様のご心配を一刻でも早く解消して、安心して野球を楽しんでいただけるよう頑張りたいと。そして、芝、混合土は撤去するということなのですが、最後のほうにありますが、「今後の具体的スケジュール等につきましては、現段階ではお示しをすることはできませんが、国の動向を見きわめながら、慎重に進めてまいりたい」ということで結んでおります。ということは、いつになるかわからないということにもなると私は思っています。今年度中に撤去されるのか、また来年度中に入るのかちょっとわからないと。先ほど同僚議員の中村議員も質疑されていますのであれなのですが、私が言いたいの

は、ここを利用している方がいるわけです、少年 野球とか朝野球の方とか。これを撤去しなければ 大会もできないし、利用はできないわけです。そ の対応の仕方はどのようになって、今後どのよう にするのかをまず1点お聞きします。

もう一点なのですが、ここの運動公園は指定管理者になっております。私たちへの報告には、運動公園の中で野球場を除いたほかは指定管理者がそのまま継続して、野球場は抜かすということなのですが、これ当然指定管理者には指定管理料を払っているわけです。ということは、利用できないわけです。金が入ってこないと思います。その対応を指定管理者のほうと話し合っているのか、その辺のところを踏まえてお聞きします。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 私壇上でお話をした部分で の今後の具体的スケジュール等につきましては、 現段階でお示しすることはできませんがというこ とでございますけれども、先ほど来白井議員もお 話しのとおり、同僚議員の皆様方にご説明をした。 とおり、今後国の動向、果たしてこの土壌がどう いうふうな形のところにその処分をしてもオーケ ーなのか、そういうふうなところがまだ明確に示 されておりません。この部分において対応をして いかなければいけないだろうと。ただちに仮置き をして、仮置きする場所についても、やはりこれ は十分地域の方々だとか、また海、そしてまた川、 そういうふうなものに対しての環境に対する影 響、こういうふうなもののないような形でのしっ かりとした、シートでただ覆うだけではなくて、 ビニールシートみたいな袋に、非常に強いビニー ルシートがあるのだそうですけれども、それにし っかりと詰め込んで、積み上げていって、仮置き すると、仮置きの場合。それとも直接処分ができ るというふうな、そういうふうな部分。それらを 今検討を深めているところでございます。この部

分において、いついつまでということになりますと、なかなかそこはまだ厳しい状況でありますので、この部分はご理解をいただきたい。

そしてまた、利用者の方々もご心配をされておりました。少年野球だとか、朝野球、そしてまた熟年野球とかさまざまな形の中で、新しい球場が7月の上旬にはオープン、芝も直して、そういうふうな形でスケジュールを組んでおった各団体もございました。その部分についておわびを申し上げながら、周辺の野球場、大畑の野球場、非常に立派なものもございます。川内も立派な野球場がございます。そちらのほうのご利用をしていただくとか、またそれで足りない場合は隣村の野球場のご利用をお願いするとかというふうな形で、そのスケジュール調整については各団体のほうにおわびを申し上げながら、ご利用していただくようにお知らせを申し上げておるところでございます。

指定管理につきましては、担当のほうからお答 えいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 民生部長。
- ○民生部長(奥川清次郎) 議員お尋ねの指定管理 についてでございますが、もちろん指定管理契約 書の中では、協議書といいますか、の中では、例 えば入ってくる収入、野球場の使用料、そういうものと、またそこの管理に要する経費というものがあって、それらの中で指定管理料というものが決まってくるわけでございます。そういった面では、当然ながら野球場は全く使えない状態が続いておりますし、これは管理経費から考えてどうなるのかとか、例えばその分、その期間というのは、使用料収入がないわけでございますので、その辺の数字をある程度積算し終わった段階で指定管理者のほうとは協議したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(冨岡幸夫) 15番。

以上です。

○15番(白井二郎) 当然国の動向を見きわめながら、市長の考え方は先日の報道では東京電力のほうにも責任があるのではないかなという書き方がされておりましたが、ぜひ早目に復旧して、楽しい野球ができるように努力をお願いしたいと思います。

なお、指定管理者のほうとはよくお話をされま して、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(冨岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。6 番澤藤一雄議員。
- ○6番(澤藤一雄) いろいろ質疑が交わされておりますけれども、被災地におきましてはこのグラウンドの放射能を含んだ表土を天地返しをして、その現地に埋め立てをするという処分を、恐らく仮なのかとは思いますが、そういう処分の方法が報道されております。そして、このままでいくと市内で処分するというようなことになるのか、これが1つです。

そして、先ほどの市長の答弁の中に、管理型の 処分場に仮置きをする、強度の高い土のう等に入 れて仮置きをする場合もあるというような答弁が ありました。アックスグリーンの溶融炉が故障し た際に、大畑の処分場に2,000トンの未焼却の可 燃ごみが投棄されたという事例もございまして、 大畑の人たち、非常に懸念をしております。この 辺についてご答弁をいただきます。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 被災地の話がございましたけれども、それが本格的な形の処分なのか、仮置き、仮処分なのかというふうなことは、ちょっとよく私承知しておりません。それらの情報は、こちらのほうでまたよく研究をしてみたいと、こう思います。

大畑の地区というふうなことでのお話がござい

ましたけれども、さまざまな観点から今、市内な のか、それとも……本当は全部戻したいです、来 たものは。そういうふうな思いはしております。 しかしながら、それが可能なのかどうか、それら もひっくるめまして今検討しているというふうな ことでございます。非常にその部分においては、 私は本当に不快な思いをいたしております。そう いうふうな、はっきり言って汚染されたもの。し かし、これは宮城県です。茨城県でございます。 隣接の県でございます。例えば先ほどちょっと担 当のほうからお話をしましたように、30キロ圏内 というふうなことで、そこから発生したそういう ふうな土壌ですと、すぐ感覚的にわかると思いま すけれども、想定外という言葉は使いたくないの ですけれども、意外な感じいたしました。それが 宮城県の浄水場の土から出てきたものをまぜた結 果こういうふうな形に出ているというふうなとこ ろ、本当に意外な感じをして、この事案を私とら えました。まさしくこれはしっかり対応していか なければいけないというふうな思いでございま す。今後、今お話がございましたその処分場、大 畑の処分場というふうな形をお話ししましたけれ ども、それらもすべて市内の部分でございますの で、この部分の中での検討をしていかなければい けないだろうと、こういうふうな思いをいたして おります。ただ、その部分においては、それを受 け入れるだけのキャパがあるかないか、こういう ふうなものにもなってくると、こういうふうな部 分になりますので、撤去する土の量、芝の量、そ ういうふうなものをしっかりと見きわめながら対 応していかなければいけない事案であると、こう いうふうに思っております。

- ○議長(冨岡幸夫) 6番。
- ○6番(澤藤一雄) 現地に戻すという方向でぜひ 頑張っていただきたいと思います。市内どこに行 っても、恐らく迷惑なものになるわけで、市長言

われたように水質の汚染、あるいは水産業への風 評被害ということも含めて、非常に地元としては 厳しい対応になると思いますので、よろしくお願 いをいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。13番 山本留義議員。
- ○13番(山本留義) 新聞報道以来、私どもの近く の1次産業、特に海で生活のなりわいしている人 たちが本当に心配しておりました。このセシウム というのは、土の中に浸透していくものかどうか、 まず1つ聞きたいと思います。

そして、恐らく市長の今までの説明ですと、確 かに今の土にしても、芝生にしても、基準値内と いうことで、それでも市長は撤去するということ で、そういう英断したこと、市民にとっては本当 にすばらしいことだなと思っています。ただ、費 用について、結局基準値以内であれば、これから いろいろさまざまな方面にその経費を、どこにす るのかわからないけれども、基準値以内となれば そういう経費も恐らくなかなかないと思うので す、よそで出すのが。その中でもやっていくとい うことは、本当に市長は市民のことをすごく思っ ている市長でありますので、経費かかってももち ろんしなければならないのですけれども、今撤去 するに当たり、今市長はビニールの厚い袋とかと いう方法もあるということでありますが、恐らく これ1年もそのままにしておくわけにいかないの で、もしできればそういう袋に入れて、ただシー トかけるだけではなく、650立米でしたか、これ は土と芝生の部分を含めてですか、その辺も聞き たいのですけれども、相当の費用かかると思うの ですけれども。ただ、新聞報道でも、市長も先ほ ど話したけれども、その責任、経費のですよ、責 任を市長はもらえるというものであるのかどうか を含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長(冨岡幸夫) 市長。

○市長(宮下順一郎) これは素人でございますの で、日本分析センターむつ分析科学研究所のお話 でございます。セシウムが水に溶けていって、地 下に浸透していくのかというふうなことのお尋ね でございますけれども、住民説明会での日本分析 センターむつ分析科学研究所のお話を聞いた限り では、1960年代、かなり世界で原爆の実験だとか、 そういうふうなものがあって、非常にセシウムが 全世界的に拡散したというふうな事案があった と。その際の部分のセシウムも、数センチから数 十センチくらいの幅の中で土壌の中にそれがある ということで、浸透していって地下水を汚すとか、 そういうふうなものの懸念はないというふうな説 明があったように私は記憶しております。その部 分については詳しく、専門ではありませんけれど も、専門家から聞いたご説明をさせます。

それから、費用の部分でございますけれども、 つまり今1,000ベクレル、そして放射線量が0.5程 度でございます。これは、あそこで1日8時間野 球するとして、そして年8カ月あそこの部分で、 そして8時間、そういうふうなことを計算しても 0.5ミリシーベルトということで、年間の基準内 でございます。1ミリシーベルト以下でございま す。それでも撤去する。そして、国から例えば 5,000ベクレルのものは土壌としてオーケーです よと、こういうふうな基準が示されたらどうする のかというふうなことも悩みました。しかしなが ら、これは安全安心というふうなことを我々しっ かりと対応していかなければいけないものですの で、これは撤去しようという判断に至ったわけで ございます。その部分においては、安全だという ふうな、基準値内ですから安全だということにな ると、この撤去の方法もまた変わってくるのでは ないかと。撤去はします。撤去はしますけれども、 しっかりと管理される袋の中に閉じ込めて、そし て安定をさせていくというふうな、地下埋設なの

かどうかわかりません。そういうふうなところの 対応の仕方もある程度国のほうから示されてくる ものだと、このように思っております。

費用については、その部分においてはできる限 り当事者等には求めていきたいと、こういうふう に思っております。そのことが先般の報道された 部分でございます。

その余につきましては、担当からお答えいたし ます。

- ○議長(冨岡幸夫) 民生部長。
- ○民生部長(奥川清次郎) 議員のほうからセシウ ムは土に浸透するのかというような内容でござい ますが、これも日本分析センターむつ分析科学研 究所所長のお話の中でございますが、セシウム自 体、性格的に非常に水には溶けにくいというよう な性格がございまして、たまたまむつ運動公園野 球場の場合は、混合土、まぜたものを15センチ使 っておりまして、その部分は15センチに限っては 地下に浸透したという表現が適切かどうかわから ないのですけれども、15センチぐらいまであると。 ただし、例えば福島県の小・中学校、学校の校庭 ですね、その場合でもセシウムは、これは全部ま ぜて入れたわけでございませんで、表面の数セン チにだけ残っていると。国の処理方法といたしま しても、表面を削って搬出しなさいということで、 搬出の基準というのは示されていないわけでござ いますけれども、セシウムと水との関係というも のは溶けにくいというような状況でございます。

もう一つ、立米数はどのぐらいかということですが、議員先ほどおっしゃいました650立米、これはほぼ内野部分、内野のファールの部分も含めた立米数で、全体としては2,000立米程度の搬出量になるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(冨岡幸夫) 13番。

- ○13番(山本留義) そういう意味では、撤去することに私も大賛成ですし、むつ市の一般財源から金を出してでもそういうことはしていただきたいと思っています。ただ、今話題になっている牛肉なんかも、岩手県までそういう意味ではもう来ているのです。例えば中国で需要されているナマコ、湾内ではそれで生活している人もいるのですけれども、そういう意味において風評被害、去年の3.11前の半値にもなっていると、そういう話が現実なのです。そういう意味では、そういう少ないものでも早く撤去して、そういうものがこのむつ市にないということをきちんとしていただきたいと。そういう思いから、早目に撤去するなら撤去して、きちんと処理してほしいなということを要望して終わります。
- ○議長(冨岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。5 番横垣成年議員。
- ○5番(横垣成年) 何点か質疑させていただきます。

まず、流通関係のことでちょっとお聞きしたいのですが、混合土とか芝というのですが、これは産地としては茨城とか宮城、あっち方面でしか手に入らなかったものなのかどうか。それとも県内でも探せば手に入ったものなのかどうか、ここのところちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、6月13日にわかったけれども、7月19日にシートを張ったという対策をとったのですが、やはりそういう点ではわかった時点でシートをかぶせるという対策がとられるべきではなかったかなと思うのですが、そこのところを、なぜそうならなかったのかというのをお聞きしたいと思います。

それと、文章にありますが、今後監視体制を強めるというふうに書いております。具体的にどういう監視体制になるのかというのをお聞きしたい

と思います。

それと、澤藤議員も言いましたけれども、何か 市長の答弁聞いていると、ここのむつ市でこの土 を処分しなくてはいけないというふうなニュアン スがかなり強いのですが、私はそういうことすら 検討すべきでないと思います。全部返却すると、 こういう形で検討してもらいたい。私も市民から かなり言われました。何でそういう土、仕方なく むつ市で処分しなくてはいけないのかと。それこ そ不良品であれば、全部返すのが当たり前です、 この資本主義社会では。しかも、どこかの業者が 腐葉土ですか、放射能が出た腐葉土が店頭に並ん でいるというのは自主回収したのです。こういう のが資本主義のルールとなっているのです。それ がなぜ自治体間であれば、こっちに持ってきたの だからこっちで処分せざるを得ないと、こういう ふうな形になるのかというのがわからない。市長、 こっちで処分するという立場は全然検討しない で、返すという立場で検討できないものかどうか。 これは、強く言わないと置かれてしまいます、市 長がそういう悩んでいるような立場であれば。だ から、返してください。それこそ不良品ですから。 そういう立場で臨んでもらいたい。そこのところ しっかり聞きたいです。こっちで処分する必要な いです。どこだって受け入れるわけない、むつ市 内の周辺の住民。私市民からかなり強く言われま したので、これは本当に強く言っておきたい。返 してほしい。そこのところをしっかりと、市長が その立場に立たないとうやむやになって置かれて しまいます。そういう立場で交渉してください。 ここのところの考え方をお聞きしたいと思いま

それとあと、健康上、1ミリシーベルト以下だから大丈夫だと言うのですが、セシウム134、137というのは、人工的につくり出した放射能だから、人間だとか、特に子供なんか、なれていないので

す。自然の放射能の1ミリシーベルトという基準 は、自然の放射能は地球の歴史が50億年ですか、 その中でずっとずっと出てきている放射能だか ら、これは体はなれているからいいのですが、セ シウム137、これ半減期が30年、しかも人工でつ くったものだから人類はなれていないから、こう いうのはしっかりとそういう、安全だということ でなくて、そういう危険性もあるという最新の知 見も出ていますから、ただ安全だということは言 わないでほしいのです。しかも、原子力ポケット ブックを見ますと、青森県内の大地から出る放射 能というのは結構低いのです。これだと0.12から 0.15ミリシーベルト、今度のグラウンドのやつは 0.54ミリシーベルトですか。だから、この下北で 暮らしている人は、年間の1ミリシーベルトより ずっと低い0.12から0.15ミリシーベルトの放射能 になれているのです。そういう意味では、3倍、 4倍ぐらい高いという放射能ですから、そこら辺 の情報もきちんと伝えてもらいたいなと思って、 下北は0.12から0.15の自然放射能を浴びていて、 それに比べれば高い放射能になりますよというふ うな説明をすべきではないかなと思いますが、そ このところも確認させていただきます。

以上です。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) シートはわかった段階で張るべきでなかったのかというふうなお尋ね、ご意見でございますけれども、先ほど来お話をしておりますように、国から示された基準放射線量が、被曝する放射線量ですね、その部分においては年1ミリシーベルトというふうな一つの基準が示されておるわけでございます。その部分で、1カ月間、1日8時間野球場にいて、そして20日間でしたか25日、野球をし続ける。それを8カ月続けても0.54ミリシーベルトだと、こういうふうな、野球場は冬使えませんので、そういうふうな積算、

それが出された段階で、そういうふうな基準値内 だけれども、表現がちょっとおかしいかもわかり ませんけれども、気持ちが悪いなと、こんな思い をまずいたしました。非常に「んっ」というふう な思いをいたしました。

そして、土壌検査、これは6月14日、15日の段 階では、その土壌分析とかはなされていないわけ でございます。それを日本分析センターむつ分析 科学研究所に持ち込んでしっかりと、そして芝、 この部分も持ち込んで分析をした結果、高いとこ ろで1時間当たり1,000ベクレルと。しかし、ま だ基準が国から示されておらないと、そういうふ うなところであります。そうすると、基準が例え ば2,000ベクレルまでは野球場だとか運動場はオ ーケーですよと。これを撤去して、そうすると基 準値内だから、その部分については市で単独で払 いなさいというふうなことの可能性も出てくるわ けでございます。しかし、それは先ほど来のお話、 製造者責任というふうなことだと思います。PL 法というふうな形の中で、それが対応できるのか、 それらもひっくるめまして、今専門家と相談をし ている状況であります。基本的にはお返しをした いと、こんな思いはしております。しかし、お返 しをする経費は基準値内だから国で持たないよと か、例えば製造者のほうで持たないよと、こうい うふうになるとまた大きな問題に、単費で解決を していかなければいけない。ならば、基準値内だ から、その運動公園使ってもいいのではないかと いうふうな判断も出てくるわけでございます。し かしながら、そういうふうな判断を私はしたくな い。撤去をしたいのだというふうな、撤去をする という方針をこれは貫きたいと、このように思っ ておるところであります。

混合土、これは県外の部分等につきまして、その余につきましては担当のほうからご説明いたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 民生部長。
- ○民生部長(奥川清次郎) 補足説明をさせていた だきます。

1点目は、土壌改良材の指定といいますか、芝 生の指定をしなかったのかということでございま すが、先ほども若干お話をいたしましたが、発注 して材料の使用願の段階と申しますのは去年の段 階ですけれども、その段階では土壌改良材を使用 するということに了承しておりましたが、その中 では当然ながら生産地の指定、これは芝もそうで すけれども、指定はございません。確かに全国的 には、県内初め北海道とか、芝に関しても生産地 はたくさんあるわけなのですけれども、その中で 品質とか、もちろん施工業者の皆さんが購入する わけでございますので、品質に加えて価格の問題、 その中で業者が判断したものと思っております。 また繰り返すようでございますが、その時点では 福島第一原子力発電所の中心から百数十キロ離れ ているとか、七、八十キロ離れているという地域 でございましたので、うちのほうとしては特にそ の中でその地域の放射線量とかという情報、うち のほうもそうでしょうけれども、まだ全く情報と してはない時期であったというふうなことでご理 解をいただきたいと思います。

次は、監視体制の強化というようなお話でございますが、監視体制の継続ということでございまして、一昨日までの間には、例えば検査地点は全部で32カ所を検査いたしております。このポイントで今後は定期的に検査を継続していく必要があるのではないかと、そういうような考えに沿ったものでございます。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 答弁漏れがあったようでご ざいまして、1ミリシーベルトだと大丈夫なのか、 ちょっと私よくわからないのです。ただ、それは

私どもが信頼をしている日本分析センターむつ分 析科学研究所及び国の基準ということでございま す。その部分においては大丈夫だろうというふう な判断。ただ、それにも達していないのだけれど も、もっと安心感を持ってもらうために撤去する というふうな、こういうふうな事案でございます。 1ミリシーベルト、これは受けなければ受けなく てもいいと思うのですけれども、放射線は。人工 的な部分、これ本当に全く受ける必要がないと。 ただ、人工的な部分でもレントゲン撮ると0.1ミ リシーベルトだったでしょうか、そういうふうな 話になってきますので、そこの部分は非常に根拠 としては、自治体とすれば国の基準というふうな もの、これを懐疑的にとらえるならば非常にアナ ーキーになってきますので、この部分では頼る基 準というふうなものは国の基準であると、そうい うふうな形で判断をしているところでございま す。

- ○議長(冨岡幸夫) 5番。
- ○5番(横垣成年) 私は、やはりこの土は全部返 還すべきだというふうに思うのですが、市長の答 弁を聞くと、返還する費用がどうだこうだ、基準 が高くなれば全然そういう問題に、返還できない ような話があるのですが、やはりそこら辺も含め て国にもっと交渉するべきだと思います。国の基 準待ちというふうな答弁も多いのですけれども、 こういうふうに新聞に報道されて、市民も不安を 持っているし、確かに宮城県の企業局も汚染され たものだからということで、向こうから通知来た ぐらい問題のある土なわけです。その土が国の基 準がそれより高いからといって、今度こっちで負 担しなくてはいけない、ここに置かなくてはいけ ないというふうな事態にならないように、国の基 準をきちんと低目に、今回こういう汚染された土 が全国にはびこらないような形の基準にしてくだ さいというふうな形を申し入れするべきなので

す。そうしないと、全部それこそモラルハザードで、日本全国放射能汚染という形をつくってしまうから、そういう申し入れもしてほしいということなのです。こっちは被害者ですから、市長、もう少しそこを被害者という立場で、国・県、そして事業者、東京電力ですか、そういったところに金銭面でももっともっと強く申し入れをして、交渉をしてほしい、そういう強い立場を私はお聞きしたい。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 私は、さまざまな場面でこ の事案をとらえまして、忍び寄る放射能汚染とい うふうなことで、むつ市も被害者でございます。 この部分においては強くお話をさせていただいて いると、こういうふうな思いでございます。しか し、これは宮城県企業局のほうからまず報告が来 たわけですけれども、基準値以内であるよという ふうな表現があるのです。果たしてそれでいいの かというふうなのは思います。だけれども、その 基準を示しているのは国であります。ただ、その 国の基準をそういうふうな形でまた下げていく と、本当にまたすべてが大変になってくると、そ んなところです。そういうふうなところは、非常 に悩み深いところであります。しかし、今の基準 にのっとった形の中で判断をしていかなければい けないものだろうと。この基準値が全部崩れてし まうと無政府状態になるものと、このように思い ます。
- ○議長(冨岡幸夫) 5番。
- ○5番(横垣成年) 市長、今の表現はちょっと。 それでは、受け入れざるを得ないというふうな立 場ですか。そういう立場であるからだめなのです。 市民から私がんがん言われて困っているのです。 あんなの返してくださいと。だから、1ミリシー ベルトがいいかどうかではなくて、問題になった、 放射能かぶった土だということが問題ですから、

1ミリシーベルトを下げたとしても何もモラルハザードにならないです。今たまたま原発事故が起こって、それに汚染された土ということが証明されているわけですから、セシウムという放射性元素は原発でしか発生しませんから、きちんとどこから出た放射能かというのはっきりしているわけだから、それはゼロに近い基準で商品として流通してもらわなくては困るという立場で言ってもらわないとだめなのです。ゼロという、1ミリシーベルトでなくて、完全に原発から出た放射能というのははっきりしているわけですから。だから、何もモラルハザードにはならない。そこは自信持って言わないと、こっちで受け入れざるを得ないですから、そこのところはっきりしてください、市長。だめですよ。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) たびあるごとに忍び寄る汚染というふうなことに対しては、しっかり対応してくださいというお話は、またこれからもし続けてまいります。
- ○議長(冨岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。9 番目時睦男議員。
- ○9番(目時睦男) 今の質疑と関連をして、端的にお伺いをしたいと思います。何点かありますが。それは、まず先ほどの市長の答弁の中で、この汚染土については撤去するという考え方を示されました。この部分については、私も同感であります。その中で、その費用については、今国の基準等々のお話もあるわけでありますが、例えば今回の放射能に汚染された問題で、風評被害に対しての、これについても補償を求めている、こういう部分もあるわけです。先ほど横垣議員もおっしゃいました。被害を受けているのは、むつ市であるし、市民であります。そういう意味からすると、撤去にかかわる費用については、国が補償するのか、電力会社が補償するのか、その補償先は別に

しても、私はそのことを撤去して、その経費については補償を求めていく、こういう姿勢であるべきだと思いますが、国の基準を待たなくてもそのことは求めていくべきだと思いますが、その辺についての考え方について再度明確にお伝えを願いたいと思います。

2つ目は、先ほどの部長答弁等々の中でお伺い をするわけですが、野球場の工事の当初の工期は いつからいつまでの工期であったのか。

その次が、普通というか、こういう工事の契約の際に、標準的な仕様書が示されるはずです。先ほど部長の答弁の中で、業者のほうから使用承認願が出てきて、そしてその使用承認願を承諾したと。普通は、発注側が示すのは、品名、そしてその品名に対する品質、規格等について示されるわけです。この品名、与えられている品名のものをそのまま使うのであれば、普通一般的に我々理解するのには使用承認願は出さなくてもいい、示されているやつを使うわけですから。ただ、そういう意味で示されていないものを使った、要するにこの混合土ですね、宮城からの混合土を使う。ということがどういう形の中で、契約行為の中で使用承認願ということで出されたのかお聞きをしたい。

今後の予防対策としては、特記仕様書をつけていくのだと、もちろんそのことについては今回の経験から当然のことだと思います。そういうようなことで、その辺の部分についてお聞きをしたいと思います。

その次が、最後ですが、先ほどの行政報告の中で、「本件の対応の手順につきましては、緊急性を要したことから、議員各位へのご報告が遅くなりましたことをおわび申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます」という報告であります。この緊急性を要したという、この部分についてより具体的にお知らせを願いたいと思います。

以上です。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) まず1点目の風評被害に絡んでの補償の求めという、そういうふうなところのお話でございましたけれども、現在手前どもも専門家と相談をしているところでございます。どういうふうな対応をしていって、向こうのほうもそれなりのしっかりとした対応で応じることができるのか、そういうふうなところでございます。先ほど来お話をしておりますけれども、忍び寄る放射能というふうなことで、事あるごとに私は事業者側にも、県にもお話をしております。国にも話をしております。そういうふうな状況で今あるということでございます。

緊急性を要したというふうなことでございますけれども、この部分においては7月19日3時ごろに、日本分析センターむつ分析科学研究所のほうからその分析の結果の情報が入りました。そして、夕方の5時半に緊急の臨時の記者会見を行いました。そういうことで、とにかくまずシートを張らなければいけないというふうなこと、飛散防止をしなければいけないというふうなことでも対応しなければいけないというふうなことでも対応しなければいけないというふうなことで、ただちに臨時の記者会見をし、そしてさまざまな部分の科学的根拠に基づく分析の結果が出ましたので、それをまず市民の皆様方にお伝えをしなければいけないというふうなことでございまして、緊急性の内容はそういうことでございます。

その余につきましては、担当のほうから。

- ○議長(冨岡幸夫) 民生部長。
- ○民生部長(奥川清次郎) 原材料の承認願という ことでございますが、その中で品名として土壌改 良材、混合土ということではございませんで、土 壌改良材はAQクレイというものを承認してござ います。しかしながら、産地とか搬出元というの

は、ここでは特に示しているものではございません。

以上でございます。

(「当初の工期」の声あり)

- ○議長(冨岡幸夫) 民生部長。
- ○民生部長(奥川清次郎) 工期につきましては、 昨年の11月11日からことしの6月20日までという ことになってございます。
- ○議長(冨岡幸夫) 9番。
- ○9番(目時睦男) 今工期については、昨年の11月 11日から本年の6月20日まで。この事態を受けて、 この工期については、変更の契約は、発注側の都 合で工期を延ばすという契約行為はしたのです か。したとすれば、変更の工期はどのような契約 をしているのかお聞きをしたいと思います。

それは、私なぜ工期の部分について聞いている のかというのは、撤去と関連している工事と、そ ういう理解から聞いているのですが、そういう意 味で工事期間との関係等含めて、撤去の目安をど の辺に置いているのか、関連がありますのでお知 らせを願いたい。

市長の答弁の中で、緊急の部分については7月19日の報告ですぐに記者会見云々というお話をしました。私は、このことについては住民説明会と議会への行政報告との部分が前後をしたということで、その理由が緊急性という、私なりには理解をしたのですが、若干その辺については、私のところで理解違いをしているのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 7月19日、夕方の5時半から記者会見を行いまして、そしてその際、私は周辺の住民の方々に説明をしなければいけないというふうなことで記者発表をした、その部分をたしかしたように記憶しております。今後そういうふうなことで周辺の住民の方々に説明をしていかな

ければいけないと、こういうふうなことでの住民 説明会を今開催いたしているところであります。 きょうからまた、1日から4日、そして最終的に は8月11日にこの庁舎の中でも全体に対する説明 会を開催する予定、こういうふうにしておるとこ ろであります。

その部分で、記者会見と議会というふうなことでの、その部分におきましては緊急性を要したというふうなことで、手前どもとすればその手順をしっかり踏んだように私は理解をしておるところであります。記者会見をし、そして説明会をしていくと、そして議会のほうには説明を申し上げる機会をというふうなことの申し入れはしておるところでございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 民生部長。
- ○民生部長(奥川清次郎) 初めに、若干訂正をさせていただきます。先ほど私、工期が11月11日からと申し上げましたけれども、昨年の11月19日でございますので、訂正させていただきたいと思います。

その契約でございますが、変更契約、これにつきましては今般の芝と土壌改良材ということではございませんで、途中一部フェンスの関係とか給排水設備等で、そのための変更契約、追加契約と申しますか、それは早い段階で、6月3日の段階で変更契約したものもございます。今回の芝とか混合土の関係は、実はこういう事案が発生したということで、6月14日に工事の一時停止を通知してございます。現在も工事は一時停止中という状況でございます。

搬出の目安ということでございますが、これは 先ほど来市長が申しておりますとおり、さまざま な条件がそろった段階でないと、現在の段階で目 安を示すことはちょっとできないというような状 況でございますので、ご理解をいただきたいと存 じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 9番。
- ○9番(目時睦男) 私なりに工期との関係についてきちんと理解できないのです。工事の中止を求めているというようなことですが、普通一般的な工事の契約行為からすると、こちらで甲と乙がこの期間でこの品物を完成させますよと、こういう契約をしている、その甲のほうの都合でその期間を変更するという場合が契約行為の中にあるのです。できると思う。ただ、その場合に、乙との関係についてはきちんと、契約ですからお互いに、こっちのほうで一方的に工事を中断しなさいということは、甲と乙との関係からすればできないのではないかという理解するのですが、それはさておいても、その工期の関係についてはきちんとしてほしいなということを求めながら、答弁があれば再度お聞きをしたいと思います。

それと、緊急性の部分については、先ほど市長答弁の中で28日の旭町からスタートして、きょうが1日であります。端的に言って、きょう以前に住民説明会を先にやらなければならないという部分については、物理的な状況も含めたときにちょっと理解できない。私は、なぜそのことをお聞きをするのかというのは、二元代表制の中でそういう形からすると、我々も市民から選良されているわけです。そういう面で、これは要望になりますが、今後の中ではいろんな形の中で行政と議会との関係については、慎重を期した形の中での運営を行政側に求めておきたいと思います。議長からもお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(冨岡幸夫) 答弁を求める前に、緊急性の 度合いについて、皆様から伺ったことは市長部局 に、目時議員が言われたように、今後このような ことがないようにというようなことでも申し入れ をしておりますので、ご了承を願いたいと思いま す。 民生部長。

○民生部長(奥川清次郎) 先ほどの工事の中止というようなお話でございますが、工事を一時中止ということでございます。これは、契約書に基づくこういう場合が想定されておりまして、契約に基づく行動といいますか、アクションということでございます。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。11番 馬場重利議員。
- ○11番(馬場重利) かなり議論が出ておりますけれども、私からも二、三お尋ねいたします。

昭和20年、1945年、間もなくやってまいります けれども、広島、長崎の原爆投下以来、世界各地 で何百発もの核実験が行われてまいりました。そ の間、原発の事故もございました。恐らくはこの 日本がそのための放射性物質を浴びている可能性 というのはかなりあったはずなのですけれども、 幸いにしてといいますか、そういう話題にもなら ない、ニュースにもならないままに参ったわけで あります。風によって、あるいは雨がもたらした もの、あるいは海を通じて物質が流れてきたもの、 そういったことからの放射性物質の、いわゆる先 ほど来市長が言っておる忍び寄る放射能というの は、これはかなりあるのだということを言われて おる学者もいらっしゃいますし、書物もございま す。この3.11の大震災による福島第一原子力発電 所がもたらした事故、これによってかなり放射線 量といいますか、これに対する国民全体のかなり 過敏になるほどの反応が今出ているさなかでござ います。これは、私は公開という形ではいいこと だと思っておるのですけれども、できるだけしっ かりとした正しい線量というものを示してもらう 必要があると常々そう感じておるわけでございま す。

その関係から1つ、細かいことを言うようです

けれども、市長の行政報告の中に「1時間当たり 0.47マイクロシーベルトという高い数値が確認されました」と、こういう字句があるのです。これ何を比べて高いという表現をしなければならないのか。ここで受ける感覚として、はっと思うのです。これがつまり、こういうことが風評被害と言われているものに通じている、そういうことをまず申し上げたいと思います。こういう表現の仕方も、過敏になっておりますだけに気をつけていただきたいということをまず1つ申し上げたいと思います。

それから、もう一つは、6月13日に宮城県企業局からそういう報告を受けて、翌14日に向こうから業者が来たのでしょうけれども、線量をはかった。そうしたらこのような数値が出たと。はっきりした科学的な根拠を求めたいという形で日本分析センターむつ分析科学研究所に依頼した。その依頼した日にちはいつですか。これによりますと、報告を受けたのは7月19日ですよね、一月以上たっているわけです。こんなに時間かかるのかと。ですから、いつ日本分析センターむつ分析科学研究所に依頼したのかということです。

それから、市長が人体には影響がないとはいうものの、撤去するという決断をしたということについては、別にそこまでやる必要ないのではないかという人もあるかもしれませんけれども、心情としてはわかりますし、決断をしたら速やかにやっていただきたいと思うのです。これ前年度と今年度、野球場の改修に約1億円かかっています。今シートに覆われて、つまりことしに入ってから全然使っていないわけでしょう。このままいきますと、ことしのものになるかならないかわからない。ましてや、国の基準を待っていたら来年できるか、再来年できるかもわかりません。先ほど来議論が出ていますけれども、先ほど5,000とか8,000とかというベクレルの話が出ていますけれ

ども、管理型最終処分場がむつ市もありますけれども、仮置きを考えるのであれば、やはり速やかにそちらに持っていくべく考え方を、せっかく1億円もかけて改修しているのに、まだことしは全然使えないよという形でいいのかどうかということです。そういうことを考えて、ひとつその決断をしていただきたいと思いますけれども、ご答弁をいただきたいと思います。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 行政報告の中に、「野球場周辺地域においては、1時間当たり0.04マイクロシーベルトであったのと比較して、野球場内においては1時間当たり0.47マイクロシーベルト」と、比較をして高い数値というふうに表現をさせていただいたわけでございます。ここの部分で、基準値内でというふうなことでの表現をつけ加えれば、より風評を巻き起こさなかったのではないのかなと、こんな思いをいたしているところであります。

それから、速やかに撤去して早く利用に供する べきだというふうな趣旨のご発言だと思います。 その部分においては、今度芝を撤去した後、芝を 張ったりというふうなこと、この芝も非常に今の 状況からすると、東北、関東地方、非常に厳しい 状況になってきて、一部には南のほうから、九州 のほうからとか、北海道のほうから手当てをしな ければいけないというふうな情報が入ってきてお るところでありますので、申しわけございません けれども、今年度中の使用はなかなか難しいもの と、このように思っておりますけれども、撤去に ついては、先ほど来お話をしておりますけれども、 速やかにというふうな言葉をつけ加えさせていた だいて、そのまた撤去先もあります。仮置きをす るというふうなこと、それとも撤去、一方的に最 終的な部分なのか、仮置きをしてから撤去するの か、その仮置きをしないでワンスルーでやってし

まうのかと、そういうふうなところも今検討し、 専門家とも今相談をしている状況であります。そ の余につきましては、担当からお答えいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 民生部長。
- ○民生部長(奥川清次郎) 日本分析センターむつ 分析科学研究所に対する分析の依頼日はというご 質疑でございますが、6月14日でございます。以 後は追加で分析を依頼したものがございますが、 初動は6月14日ということでございます。
- ○議長(冨岡幸夫) 11番。
- ○11番(馬場重利) 6月14日に日本分析センター むつ分析科学研究所に依頼して1カ月以上かかる のですかね。かかるのだよと言われれば、私全然 わかりませんから。ただ、さっき申し上げました けれども、かなり過敏になっている市民、国民に 対しては、やはり配慮して、文言も……いや、私 わかります、これ見ていればわかるのですけれど も、これにあえて申し上げたわけでございます。

速やかに撤去すべきだよと、判断は撤去すると いう判断したわけですから、これは結論が例えば 国の基準が出されて、でも全く問題ないのだとい うことが出ても、これは撤去するよということな のですから、国が何と言おうが。ですから、仮置 き場という形にしておいて、どうしてもこれだめ だよとなったら、そこからまた持っていけばいい わけですから、どうすればいいか。ただ、それを 待っていたのでは、せっかく1億円もかけた改修 費が全く無駄になってしまうのです。それにまた 5,000万円ぐらいかかるでしょう、恐らく。5,000万 円で済むかどうかわかりませんけれども。芝植え たって、すぐ芝が使えるわけでもないし、市長が 言ったように今年度は無理ではないかなという本 音を言いましたけれども、私は来年度もどうなの かなと思います。あと3カ月もすれば、もう工事 入れないですから、雪が降ってくれば。だから、 そういうことも考えると、私は先ほども申し上げ ましたけれども、国の動向を見きわめなくてもいい、この際。この国の動向というのは、私は信じておりませんから。まず、市長が判断したら速やかにやるということにしていただきたいということを再度申し上げます。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 今専門家とも相談を進めて おりますので、その判断によって、今の馬場議員 のご意見の重みということを重々今感じた次第で ございます。
- ○議長(冨岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。10番 野呂泰喜議員。
- ○10番(野呂泰喜) このたびの事案、非常に我々議会としても、突然出た事案であります。また、我々議員が驚いている以上に市民の皆様方、また旭町、文京町、大平町、その近辺にお住まいの方々が非常に不安、そして驚いておる事案ではなかろうかなと思っております。まず1点お聞きします。その近辺の皆様方、健康被害は出ていないのかどうか。
- ○議長(冨岡幸夫) 民生部長。
- ○民生部長(奥川清次郎) 健康被害ということで ございますが、健康被害の報告は受けてございま せん。
- ○議長(冨岡幸夫) 10番。
- ○10番(野呂泰喜) 被害は受けていないということは、こちらからヒアリングはしていないということですね。皆様方に1軒1軒行って、ぐあいがどうだとかというのは聞いてはいないということか、そこをもう一回聞きます。
- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) この部分につきましては、 健康被害というふうなものは、基準値内であると いうふうなことで、果たしてこの部分において1 軒1軒、例えば1人1人というふうなことで調査 をする必要があるのかというふうなことは、私は

現時点では調査の必要はないものと、このような 認識を持っております。ただ、その部分について は、この間2カ月近くになりますけれども、この 部分においてはこのことによっての健康被害を受 けたというふうな申し出は、現在のところ承って おりません。

- ○議長(冨岡幸夫) 10番。
- ○10番(野呂泰喜) 先ほどから答弁お聞きしてお りますと、非常に危険なもの、飛散をするという お話なわけですよね。野球場では0.47であるけれ ども、周辺では0.04ということであります。6月 13日に相手方から来た。その中で、公園で小さい お子さんたちも遊んでいたわけですよね。それに 対して何も対処もできていないと。もしそのお子 さんたちが後々健康被害が出たら、これはどうな さるおつもりか。この部分、やはりきちんとサボ タージュしていかなければ、私はこのものは解決、 いわゆる野球場の土を取った、それだけの問題で はないと思います。私は、非常に大変な事態だな と重く受けとめておりまして、本来であれば議会 として特別委員会なんかをつくってやるべきだと 思っておったのですけれども、残念ながら臨時議 会では特別委員会設置は不可能であります。定例 会でなければできないと。なぜ特別委員会かと申 し上げますと、土を掘り起こす、土を持っていく 場所もまだ明確になっていない。費用もどちらが 持つのか、先ほど市長のお話ですと、発注者、い わゆるこちらのほうの責任だという答弁が出まし たので、こうなりますとなかなか、土を持ってい く場所もないという状況下になっていくとなる と、我々議員としては非常に最終的にどうなるの か、きちんと見定めなければならない責務が出て くる。その部分、まず時間もあれですので、1点 だけ。これからそういう健康被害が出た場合、ど ちらが持つのですか。それ1点だけお聞きします。
- ○議長(冨岡幸夫) 市長。

○市長(宮下順一郎) 健康被害が出た場合というような想定は、私全くしておりません。現在はその基準値の中でありますし、そういうふうな申し出もないというふうなことでございますし、どういうふうな健康被害が出てくるのか。ただ、この部分においては、分析の結果、周辺は平常値と変わらない。そしてまた、野球場の中は立入禁止であるというふうなこと、排水についても、湧出水についても、分析の結果、全く異常がないというふうなことでございます。

そこで、特別委員会のお話、サボタージュを我々はしているわけではございませんけれども、サボタージュというふうなご発言がどの部分について私たちがサボタージュしているのかというふうなことでございますけれども、なかなかその部分は理解をすることができなかったわけでございますけれども、今後の健康被害についての対応、健康被害は、私ども全くこの部分においては想定していないと、こうなれば、想定外が起きたらどうなるのかと、これもまた問われますし、現在の段階ではお答えはなかなか私にとりましては不可能な状況でございます。しかしながら、今の時点では健康に対する被害というふうなこと、体調がすぐれないとかそういうふうな部分についての申し出はないというふうなことでございます。

- ○議長(冨岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。(「なし」の声あり)
- ○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 以上で行政報告を終わります。

◎日程第6~日程第8 議案一括上程、 提案理由説明

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第6 議案第22号 工事請負契約についてから日程第8 報告第26号 専決処分した事項の報告についてまでの3件を一 括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。 (宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) ただいま上程されました2 議案1報告について、提案理由及び内容の概要を ご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じ ます。

まず、議案第22号及び議案第23号の工事請負契約についてでありますが、これら2議案は市立第三田名部小学校屋内運動場改築工事に係る建築工事及び市立川内小学校屋内運動場建設工事に係る建築工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、報告第26号についてでありますが、これ は本年1月29日、むつ市川内町家ノ上地内の国道 で発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の 額を定めることについて、議会の委任をいただい ているところにより、専決処分したものでありま す。

以上をもちまして、上程されました2議案1報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げる次第であります。

○議長(冨岡幸夫) これで、提案理由の説明を終わります。

ここで議事整理のため12時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 零時10分 再開

○議長(冨岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

◎日程第9~日程第11 議案質疑、討論、採決

◇議案第22号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第9 議案第22号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立第三田名部小学校屋内運動場改築 工事に係る工事請負契約を締結するためのもので あります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番(横垣成年) 2点ほどお聞きいたします。 まず、落札率はどのくらいであったのでしょう か。

2点目ですが、今回2つの体育館が同時に議案 になっておりまして、1つは今の第三田名部小学 校、もう一つは川内小学校の体育館ということで、 この工事概要を見ますと建築の仕様が違っている のです。これなぜかというのをお聞きしたい。ま た、市としては、どっちの建築を標準としている のかということをお聞きしたいと思います。この 工事概要を見ますと、第三田名部小学校は鉄筋コ ンクリート、川内小学校は鉄骨づくりということ です。例えば暖房なんかは、第三田名部小学校は 遠赤外線暖房設備、川内小学校は温風式床暖房設 備、それ以外いろんな壁だとか床の材もそれぞれ 違っているのですが、大ざっぱでよろしいので、 この違いというものと、どちらを標準としている のか、こういうのをちょっと教えてもらえればと 思います。

以上です。

- ○議長(冨岡幸夫) 財務部長。
- ○財務部長(下山益雄) 2点にわたってのお尋ね でございますけれども、私のほうからは落札率に ついてお答えいたします。

市立第三田名部小学校屋内運動場改築工事にお

きます建築工事の入札の落札率はということでご ざいますけれども、96.0%となっております。 以上です。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育部長。
- ○教育部長(齋藤秀人) 横垣議員の構造の部分、 それから広さの部分等のご質疑にお答えいたしま す。

まず、資料にはございませんでしたけれども、このたびご提案申し上げました第三田名部小学校及び川内小学校の屋内運動場について補足いたしますと、いずれもアリーナの部分においてはミニバスケットが大きいコートでは1面、小さいコートでは2面ほどとれるものでございますし、バレーボールですと一般で使用する分においては、コートでは2面とれる広さでございます。また、バドミントンですと、それが3面とれる大きさとなってございます。このほかに、アリーナ以外ですけれども、ステージや男女のトイレ、更衣室、それから大き目の用具庫を備えてございますし、川内小学校についてはミーティングルーム、2階ギャラリーも備えるというような形で進めるものでございます。

また、それぞれの校舎の屋内運動場ですけれども、旧校舎と比較いたしますと第三田名部小学校では、今も使ってございますけれども、木造でございますけれども、木造でございますけれども、378平米の屋内運動場が、議案に提案しましたとおり、1,239平米と、また川内小学校においては、第一川内小学校の593平米のものが1,136平米となりますので、約3倍から2倍の屋内運動場を建築するというふうなものでございます。

その中で、まず面積の部分が違う分でございますけれども、それは生徒数、学級数の違いによるところが大きいのですけれども、第三田名部小学校は児童数が296名、普通教室で12学級、特別支援学級で2学級に対しまして、川内小学校は児童

数191名、普通教室で6学級、特別支援学級で3 学級となっておりまして、児童数では100名ほど 違いが出てきますし、学級数では5学級が違って くるとなります。

また、第三田名部小学校は、ご存じのとおり1 つの屋内運動場でございますけれども、川内小学 校は川内中学校に併設しておりますことから、既 存の中学校の体育館がありますので、本案件の屋 内運動場は第2体育館的な意味合いも含めてござ います。

次に、構造の違いといたしまして、第三田名部 小学校は近年改築しております関根小学校、それ から奥内小学校の屋内運動場同様に鉄筋コンクリ ート造を採用しておりますけれども、川内小学校 においては、設計の段階において建物の配置、こ れは資料見るとわかるのですけれども、左側の奥 のほうになります。それと、工事工程等を考慮し まして、鉄骨造を採用しております。このことが 契約金額の違いにあらわれているものでありま す。この工法の違いについてでありますけれども、 鉄筋コンクリート造は建設コストはかかりますけ れども、より長期間の使用が可能であるとなりま す。鉄骨造では、建設コストが低い反面、鉄筋コ ンクリートに比較しまして建物の使用可能年数が 短期となってくるということから、建物の一生の 経費を考えますと、経済的にどちらがすぐれてい るとは一概に言えないと思ってございます。今回 のそれぞれの学校における工法の違いは、先ほど 説明したとおり、立地環境等の理由によりふさわ しいものを採用したというふうに考えてございま す。

また、暖房設備のほうでご質疑ございましたけれども、第三田名部小学校では、灯油による遠赤外線暖房に対しまして、川内小学校では深夜電力を利用した温風式の床暖房を採用しております。 建設時の初期投資とランニングコストということ については、それぞれの方式で一長一短あるわけ でございますけれども、川内小学校については現 在持っている校舎の電力の許容量、キャパシティ ーといいますか、の事情がございまして、深夜電 力を利用するという方式を採用してございます。

以上、申し上げましたとおり、もろもろの理由から契約金額との差につながってきているわけでございますけれども、いずれにしても学校において児童が屋内運動場で快適な体育授業等の活動が行えるものと考えてございますので、ご理解を願いたいと存じます。

(「標準はどっちかという答弁ありません」の声あり)

- ○教育部長(齋藤秀人) 標準の構造はどちらかと のことですけれども、標準というのは特にはありません。近年の構造としては、先ほど説明申し上げましたけれども、関根小学校や奥内小学校では 鉄筋コンクリート、これは使用年数の長さという 部分を考えてそういう形にしていますけれども、そういうのは標準とは言いませんけれども、今の 川内小学校の場合は立地環境の状況からいいまして、要はコンクリートを運ぶとか、またはミキサー車が頻繁に動くというふうなところが、非常に車両の出入り、または機械の機能的なものから考えますと、鉄骨造のほうが適正だというふうに考えてございます。
- ○議長(冨岡幸夫) これで横垣成年議員の質疑を 終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。14番千賀武由議員。

○14番(千賀武由) 2点ほどお願いします。

この工事請負契約についてですが、内容については異議はございません。ただし、これは次の議案にも言えることではございますが、工事請負契約の議案はただいま提案されて、今これから議決しようとしているところでございますが、既にむ

つの7月25日号の広報に掲載されているということは、私はどうかと思うところでございます。議案が可決した後に広報等に正式なものを掲載すべきではないかと考えるところでもございます。もしこの議案が可決しなかった場合はどうなるのか、そういうところをお伺いしたいと思います。

もう一点は、建設中の迷惑防止について伺いたいと思います。校舎本体の工事中、付近住民には迷惑をかけたというお話はなかったと思いますが、お聞きしたいということの例を言いますと、砕石をまき散らしたとか、土を道路に落としたとか、砂ぼこりで洗濯物が外に干せないとかの苦情でございますが、そのような事柄の苦情が出ないような対策を講じるよう、業者に指導しているのかお伺いをしたい。

この2点、よろしくお願いします。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育部長。
- ○教育部長(齋藤秀人) 千賀議員の2点ほどのご 質疑ですけれども、まず第1点目でございますけれども、議員ご指摘のとおり、7月25日発行のむ つ市政だよりの巻頭に特集として、「子供たちが 安心して学ぶためにますます充実する私たちの学 校」という見出しにて、今年度予定され、今ご提 案しています案件2件、それから第三田名部小学 校においてはグラウンドの整備、それから川内・ 脇野沢給食センターの建設の4項目を面積や工 期、建設費を大まかに掲載したものでございます。

この経緯でございますけれども、3月開催のむつ市議会第207回定例会において御議決賜りました第三田名部小学校建設費及び川内小学校建設費における工事請負費予算の内容を掲載したものでございます。この掲載の意図ですけれども、市民の皆様に学校に対する教育行政の考え方や学校建設の整備状況、またはその部分におけるわかりやすい予算としての可視化、見える化を図ったものでございまして、それによって市民の皆様に情報

を提供することにより、より教育行政の運営や教育環境に一層のご理解をいただくことを目的としたものでございます。

当初は、もう少し本来は早い時期に市民の皆様にお知らせする予定でございましたけれども、優先する特集、広報が多くありまして、今回の掲載になったというようなことでございます。記載しております内容の数値などは、今回ご提案したものとは非常に違ってございます。また、そういう意味から大まかな予算の概要となっておりますので、議会を軽視するものであるとの認識は毛頭のりませんでした。しかしながら、もう発行されてしまってがあり、議員の皆様にはご質疑内容のようにご指摘をいただくことについては深く反という思いがあり、議員の皆様にはご質疑内容のようにご指摘をいただくことについては深く反としているところでありますので、以後誤解のないような広報に努めてまいりたいと思います。

(「迷惑防止」の声あり)

- ○教育部長(齋藤秀人) 答弁漏れがございました。 建設中の業者の住民に対する迷惑の防止でござい ますけれども、契約いたしますと業者のほうには そのような住民対策、住民に対して迷惑をかけな いような形というのは指導はするというようなこ とになってございます。
- ○議長(冨岡幸夫) 14番。
- ○14番(千賀武由) ありがとうございました。工事請負契約のほうの広報に掲載した件でございますが、部長の言う理由はよくわかります。それでも、私は可決した後に広報に掲載しても遅くないのではないかと思うところでございますし、何事にもルールとか順序があると思いますので、今後は関係課と密に連絡をとりながら事を進めていただきたい、そのように思いますし、迷惑防止につきましても、業者の皆さんにお願いいたしまして、すばらしい屋内体育館、そしてグラウンドが完成

することを期待して質疑を終わります。

○議長(冨岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第10 議案第23号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立川内小学校屋内運動場建設工事に 係る工事請負契約を締結するためのものでありま す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。5番横垣成年議員。

- ○5番(横垣成年) 落札率はどのくらいになった のでしょうか、この1点だけお聞きいたします。
- ○議長(冨岡幸夫) 財務部長。
- ○財務部長(下山益雄) 落札率についてのお尋ね についてお答えいたします。96.5%となっております。

以上です。

○議長(冨岡幸夫) これで横垣成年議員の質疑を 終わります。

> 以上で通告による質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

> > (「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇報告第26号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第11 報告第26号 専決処分した事項の報告についてを議題といたし ます。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることに ついて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で報告第26号の質疑を終わります。 報告第26号については、文書のとおりでありま すので、ご了承願います。

◎日程第12 議員派遣について

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第12 議員派遣に ついてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、電源開発株式会社大間原子力発電所建設の状況等の視察に出席させるため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり議員 を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに 決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(冨岡幸夫) これで、本臨時会に付議され た事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第147回臨時会を閉会いたします。

午後 零時28分 閉会